

令和6年度第2回甲種防火管理新規講習を開催しました

令和6年9月18日（水）から19日（木）まで、当消防本部にて第2回甲種防火管理新規講習を開催しました。

今回も第1回目同様、50名以上の方が受講されました。講習では防火管理者としての役割や重要性、防火管理を行う上での必要な知識を学び、実技では各種消防用設備等の取扱い、水消火器を使用する際の消火体験、地震体験などを行いました。

一定規模の防火対象物には防火管理者を選任して、防火管理業務を行わなければならないため、皆さま真剣に取り組まれておりました。



防火管理者の必要な防火対象物に関しては次ページを参照してください。

次回の第3回甲種防火管理新規講習は令和7年1月15日（水）、16日（木）で開催予定です。受付については令和6年12月17日（火）から開始します。

なお、第2回甲種防火管理新規講習から電子申請での受付を開始しております。詳細についてはホームページにて掲載しています。



担当窓口：予防課指導係（TEL092-935-6389）

防火管理者が必要な防火対象物と資格種類

防火管理者が必要な防火対象物

防火管理者が必要な建物では、**建物所有者及びすべてのテナント**で防火管理者の選任が必要です。

①	火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物の用途)を含む防火対象物のうち、防火対象物全体の収容人員が10人以上のもの
②	劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする用途（ 特定用途 ）がある防火対象物を「特定用途の防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が30人以上のもの（前①を除く。）
③	共同住宅・学校・工場・倉庫・事務所などの用途（ 非特定用途 ）のみがある防火対象物を「非特定用途の防火対象物」といい、そのうち、防火対象物全体の収容人員が50人以上のもの
④	新築工事中の建築物で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの
⑤	建造中の旅客船で収容人員が50人以上のものうち、総務省令で定めるもの

防火管理者の資格

選任する防火対象物（建物）は、用途や規模に応じて**甲種防火対象物**と**乙種防火対象物**に分けられ、選任できる防火管理者の資格も、**甲種**と**乙種**の2種類があります。

〈防火対象物（建物）の区分と建物の防火管理者の資格区分〉

用途	特定用途の防火対象物				非特定用途の防火対象物	
	(6)項口の施設が入っている防火対象物	左記以外				
防火対象物全体の収容人員と延べ面積	10人以上	30人以上			50人以上	
	すべて	300㎡以上	300㎡未満	500㎡以上	500㎡未満	

防火対象物区分	甲種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物	甲種防火対象物	乙種防火対象物
資格区分	甲種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

〈テナントの防火管理者の資格区分〉

区分	甲種防火対象物のテナント						乙種防火対象物のテナント
	特定用途				非特定用途		
テナント部分の用途	(6)項口		左記以外				すべて
テナント部分の収容人員	10人以上	10人未満	30人以上	30人未満	50人以上	50人未満	すべて

資格区分	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者
------	---------	-------------	---------	-------------	---------	-------------	-------------